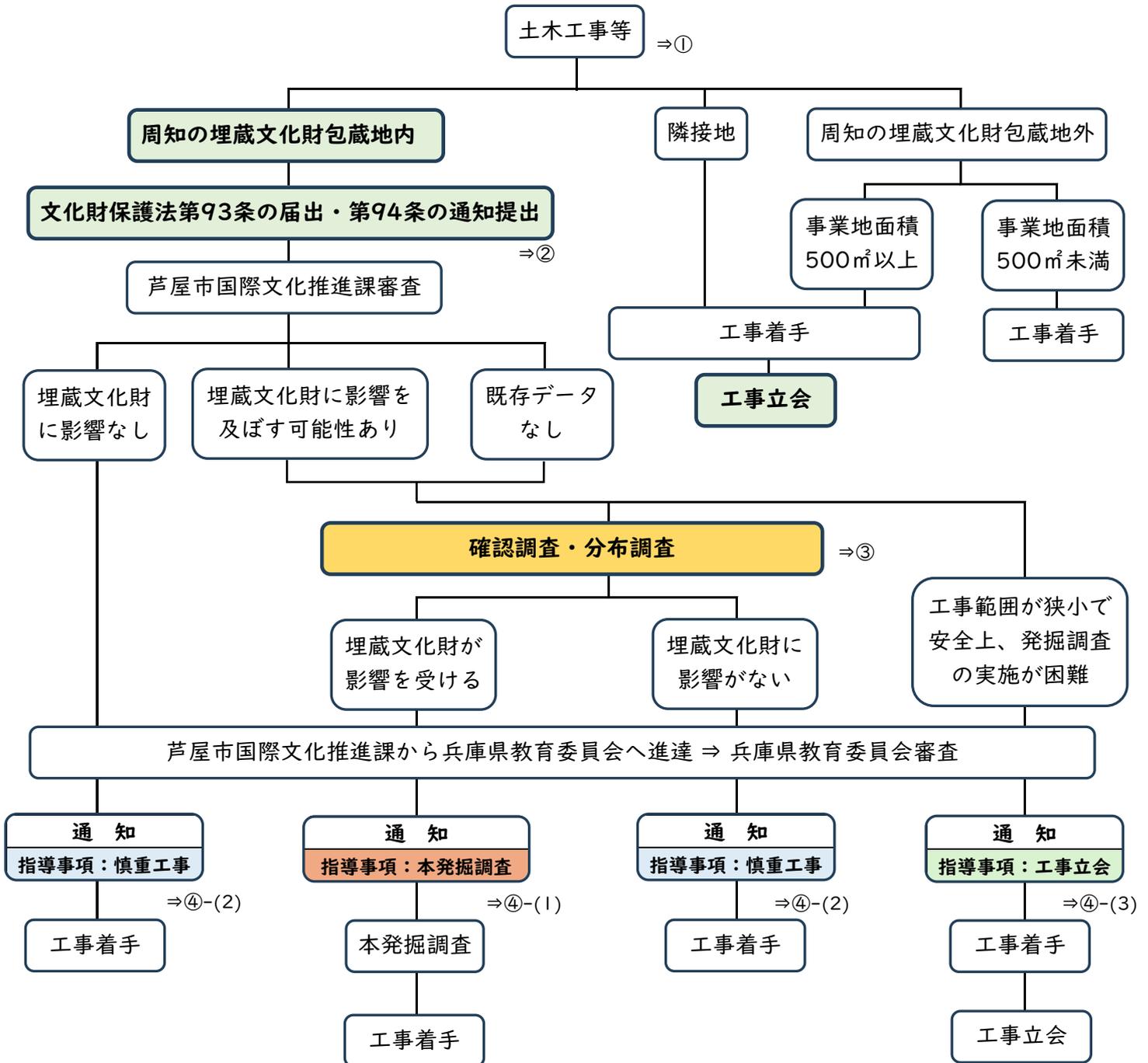


# 埋蔵文化財の取扱いについて

埋蔵文化財とは、土地に埋蔵されている文化財のことです。芦屋市内で土木工事等(⇒①)を行う場合は、必ず埋蔵文化財を包蔵する土地(=「周知の埋蔵文化財包蔵地」)に該当するかを確認してください。

## 埋蔵文化財の取扱いの流れ (フローチャート)



### ① 土木工事等について

宅地造成、住宅等新築・増改築、ガス・電気等の埋設等、工事の種別や規模に関わらず、土地を掘削する場合は、埋蔵文化財の有無を必ずご確認ください。

### 《埋蔵文化財包蔵地の確認方法》

国際文化推進課窓口及びFAXにて、埋蔵文化財包蔵地に関する照会を受け付けています。FAXの場合、市ホームページから照会書の様式をダウンロードし、照会書上段の黒い太枠内に必要事項を記入の上、対象地にするしを付けた地図(住宅地図等)を添付してご送付ください。回答を記入の上、FAXで返信いたします。 ※電話・メールでの照会は受け付けていません。

## ② 文化財保護法第93条に基づく届出及び第94条に基づく通知の提出について

周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲内で土木工事等を行う場合、下記期限までに「埋蔵文化財発掘届出（通知）」の提出が必要です。

◎民間事業：工事着手の60日前まで（法第93条） ◎公共事業：工事着手の30日前まで（法第94条）

### 《埋蔵文化財発掘届出（通知）の提出書類》

- 提出部数：2部 ※発掘調査承諾書は1枚
- 提出書類のサイズ：A4またはA3
- 提出方法：国際文化推進課窓口へ提出（郵送・メール提出不可）
- 提出書類

- (1) 埋蔵文化財発掘届出（通知）書【第6号-2様式】
- (2) 工事計画概要書
- (3) 位置図：土木工事等の実施場所が明確にわかるもの
- (4) 現況図
- (5) 工事図面
  - (5-1) 造成計画平面図・断面図（造成を行う場合）
  - (5-2) 地盤改良図（地盤改良を行う場合）
  - (5-3) 建築計画平面図（2階以上不要）・断面図
  - (5-4) 建築計画基礎平面図・基礎断面図
- (6) 現況写真（カラー写真・2～3カット）
- (7) 発掘調査承諾書【第10号様式】（発掘調査を実施する場合のみ）

※ 提出書類(1)(2)(7)の様式は、市ホームページからダウンロードできます。

（記入例も市ホームページに掲載しています。）

※ 添付漏れ・記入漏れのないよう十分にご注意ください。（届出を受理できない場合があります。）

※ 押印廃止に伴い、令和4年4月1日より様式を変更しています。

## ③ 確認調査・分布調査について

埋蔵文化財への影響を既存データから判断できない場合、確認調査や分布調査を実施します。

## ④ 各指導事項について

「埋蔵文化財発掘届出（通知）」の提出・審査の後、兵庫県教育委員会より埋蔵文化財の取扱いについて通知が送付されます。埋蔵文化財の取扱いについては、各指導事項に従ってください。

- (1) 本発掘調査 土木工事等に先立ち、埋蔵文化財に影響が及ぶ範囲について、記録保存のための発掘調査を実施します。
- (2) 慎重工事 土木工事等によって埋蔵文化財に影響を受けないと判断しますが、当該地が周知の埋蔵文化財包蔵地であることを認識の上、慎重に工事を実施してください。
- (3) 工事立会 土木工事等施工中に埋蔵文化財担当職員が立会い、埋蔵文化財への影響の有無を確認します。立会時に埋蔵文化財への影響があることが確認された場合は必要な記録措置を行います。掘削行為等を行う約1週間前までに、下記連絡先へ連絡し、立会日時の調整を行ってください。

### 【問い合わせ先】

芦屋市企画部国際文化推進室 国際文化推進課 文化推進係  
〒659-8501 芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所北館3階  
TEL：0797-38-2115 FAX：0797-38-2072

### 【市ホームページ】

<https://www.city.ashiya.lg.jp/gakushuu/maizou.html>